

## はじめに

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的に、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として経済産業省により、毎年（経済センサス-活動調査の実施年の前年を除く）12月31日現在で実施されています。

平成25年調査は、製造業に属する従業員4人以上の事業所を対象として実施されました。この「京都府の工業」は、平成25年工業統計調査結果の京都府分について本府が独自に集計したものです。

本書を京都府における工業に関する基礎資料として、各種の行政施策・企業経営・学術研究等に広く御活用いただければ幸いです。

なお、調査の実施にあたり、多大の御協力をいただきました事業所の皆様をはじめ、調査員・指導員、市区町村職員並びに関係機関の皆様に対し、心から感謝の意を表しますとともに、今後一層の御協力をお願いいたします。

平成27年2月

京都府政策企画部企画統計課